

○果樹生産者等に向けた支援策

令和4年7月11日時点

支援分野	事業名	支援内容	支援対象等	問合せ先等
資金に関すること	新型コロナウイルス感染症対策（緊急経済）農業者向け金融支援策（外部リンク）	経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：農業者（農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金の利用者）	株式会社 日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 TEL：075-221-2147
			支援対象：農業者（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金の利用者）	京都府信用農業協同組合連合会 営業部農業金融課 TEL：075-681-2415
労働力に関すること ・外国人材の不足を補う支援	農業労働力確保緊急支援事業（外部リンク）	農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	支援対象：経営体等 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	農林水産省 近畿農政局 地方参事官室（京都府拠点） TEL：075-414-9015
		人材を集めるために農業経営体やJA等が取り組む情報発信等に必要な経費の支援	支援対象：経営体等 補助率：対象経費の2分の1 事業実施主体：全国農業会議所	